

第1部 願書・図面

第1章 意匠登録出願

11 関連条文

意匠法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
 - 三 意匠に係る物品
- 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。
- 3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。
- 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

意匠法施行規則

第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

- 2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

- 一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
- 二 取扱い又は保存に不便でないもの
- 三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

- 四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。
- 2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

様式第2〔備考〕

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

11.1 意匠法第6条の規定

意匠法第6条は、意匠登録出願の際に提出すべき書類及びその書類に記載すべき事項について規定したものである。

第1項は、意匠登録出願の際に特許庁長官へ提出すべき書類として願書及び図面を定めるとともに、そこに必ず記載すべき事項を規定している。なお、意匠に係る物品については、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

第2項は、出願人の図面作成への便宜を図るために、図面に代えて提出できるものを規定している。

第3項から第7項は、図面の記載によっては意匠を十分に表現できない場合を想定し、願書に補足的に説明を記載して意匠を十分に表現すべき旨を規定している。

ただし、これらの規定による願書又は、願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）への記載は、出願人の責任においてなされるべきことであるため、いったん出願人が必要十分として記載した事項について、「当該事項は不要である。」あるいは「さらに必要な事項がある。」等の判断を審査官は行わない。

11.2 願書及び図面の意義

意匠登録を受けようとする者が特許庁長官に提出した願書及び願書に添付した図面等は、創作者が創作した意匠、すなわち意匠登録を受けようとする意匠の内容を表したものである。

そのため、登録意匠の範囲は、願書の記載（注）及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づき定めなければならない旨規定されている。（意匠法第24条）

したがって、願書及び願書に添付した図面等は、創作者並びに意匠登録出願人を特定すると共に登録意匠の範囲を定める権利書としての機能を有するものといえる。

（注）

願書の記載とは、「部分意匠」、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」の欄の記載をいう。